

提携カード会員特約

ごうぎんVISAカード提携特約

第1条(名称)

本カードは、株式会社山陰合同銀行(以下「銀行」という。)と株式会社ごうぎんクレジット(以下「当社」という。)が提携し所定の方法で発行するもので、カードの名称は「ごうぎんVISAカード」と称します。

第2条(会員資格)

本特約ならびに「ごうぎんクレジット」会員規約を承認のうえ入会の申込をした方で、当社が適格と認めた方を会員とします。

第3条(会員資格の喪失)

会員が銀行もしくは当社の一方からカード会員資格を取り消された場合には、本特約による会員資格も喪失するものとします。

第4条(銀行のサービスの利用)

1. 会員は、銀行(本条においては銀行が提携するサービス提供会社を含む)より、その提供する特典・サービスを受けることができます。
2. 会員が前項の特典・サービスを受ける場合には、銀行の所定の方法に従うものとします。

第5条(本特約の改定)

本特約が改定され、その改定内容が会員に通知された後に、会員がカードを利用したときには、会員はその改定を承認したものとみなします。なお、本特約に定めのない事項については、「ごうぎんクレジット会員規約」が適用されます。

個人情報取扱いに関する同意条項に係る特約

第1条(銀行への個人情報の提供及び利用に関する同意)

1. 会員は、当社が保護措置を講じたうえで、銀行に対し、銀行における会員管理を目的として、下記の個人情報を提供し、銀行がこれを利用することに同意します。
 - (1)ごうぎんクレジット会員規約等に基づき当社に届け出のあった情報もしくは会員が当社に提出する書類等に記載されている情報
 - (2)本カードの申込により発行されるカードの番号・有効期限及び変更後のカード番号・有効期限
 - (3)カード番号が無効になった事実(ただし、その理由は除く)
 - (4)カード会員資格の喪失(ただし、その理由は除く)
 - (5)本カード申込に対する審査の結果(ただし、その理由は除く)
2. 会員は、当社が保護措置を講じたうえで、銀行に対し、会員の本カードの利用内容に応じた銀行商品の優遇サービス等、銀行のサービスの提供を目的として下記の個人情報を提供し、銀行がこれを利用することに同意します。
 - (1)会員の本カードのご利用に関する、利用日、利用金額、ご利用店名、商品名等のご利用状況、契約内容に関する情報
3. 会員は、当社が保護措置を講じたうえで、銀行に対し銀行における 新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス、市場調査・商品開発、および、宣伝物・印刷物の送付等の営業案内を目的として、第1項(1)および前項(1)の個人情報を提供し、銀行がこれらを利用することに同意します。
4. 会員は、前各項の同意の範囲内で銀行が当該情報を利用している場合であっても、銀行に対し、その中止を申し出ることができます。

お申出窓口

株式会社 山陰合同銀行 お客様サービスセンター
〒690-0062 松江市魚町10番地 TEL 0120-315180

第2条(当社への個人情報の提供及び利用に関する同意)

1. 会員は、銀行が保護措置を講じたうえで、当社に対し、「個人情報の取扱いに関する同意条項」第1条第1項記載の目的のために、下記の個人情報を提供し、当社がこれを利用することに同意します。
 - (1)会員規約等もしくは会員と銀行間の契約等に基づき、届出のあった情報または会員が銀行に提出する書類等に記載されている情報
 - (2)銀行における会員の会員資格およびこれに関する情報
2. 会員は、銀行が保護措置を講じたうえで、当社に対し、「個人情報の取扱いに関する同意条項」第1条2項記載の目的および銀行の営業に関する宣伝物・印刷物の送付のために、前項(1)に定める個人情報を提供し、当社がこれを利用することに同意します。
3. 会員は、前項の同意の範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、当社に対し、その中止を申し出ることができます。ただし、カードまたはご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除きます。中止の申し出は「個人情報取扱いに関する同意条項」第10条1項記載の連絡先に行うものとします。以上
(2005年4月改定)

ごうぎんクレジット会員規約(抜粋版)

第1部 一般条項

第1章 会員の資格

第1条(本会員)

株式会社ごうぎんクレジット(以下「当社」という)に対し、本規約を承認のうえ入会申込みをした個人のうち、当社が適格と認めた方を本会員とします。

第2条(家族会員)

1. 本会員が本会員の代理人として指定し第2項及び第3項の責任を負うことを承認した家族で、当社が適格と認めた方を家族会員(以下本会員と家族会員を「会員」という)とします。本会員は、本会員の代理人として家族会員に、当社が当該家族会員用に発行したクレジットカード(以下「家族カード」という)及び会員番号を本規約に基づき利用させることができ、家族会員は、本会員の代理人として本規約に基づき家族カード及び会員番号を利用することができます。家族会員は、本会員が退会その他の理由で会員資格を喪失したときは、当然、会員資格を喪失するものとします。
2. 本会員は、家族会員が家族カード及び会員番号を利用して決済をした金額を、家族会員が指定した支払方法により当社に支払うものとします。その他、本会員は、家族会員が家族カード及び会員番号を利用したことにより生じる全ての責任を負うものとします。この場合、家族会員は、当社が、家族カードの利用内容・利用状

況等を本会員に対し通知することを、予め承諾するものとします。

3. 本会員は、家族会員に対し本規約の内容を遵守させるものとします。本会員は、家族会員が本規約の内容を遵守しなかったことによる当社の損害(家族カードの管理に関して生じた損害を含む)を賠償するものとします。

第3条(年会費)

会員は、当社に対して所定の年会費を支払うものとします。なお、年会費の支払期日はクレジットカード(以下「カード」という)送付時に通知するものとし、支払われた年会費は理由の如何を問わず返還しません。

第4条(届出事項の変更)

1. 当社に届出した届出事項に変更が生じた場合、次項に定める場合を除き、会員は遅滞なく、所定の届出用紙の提出または電話・インターネットによる届出等のご当社所定の方法により変更事項を届出するものとします。
2. 氏名・暗証番号・決済口座を変更する場合その他当社が必要と認める場合には、会員は、所定の届出用紙を提出する方法により変更事項の届出を行うものとします。
3. 前2項の届出がなされていない場合でも、当社は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報またはその他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る前2項の届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は当社の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。
4. 第1項および第2項の届出がないために、当社からの通知または送付書類その他の物が延着または不着となった場合には、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。但し、届出を行わなかったことについて已むを得ない事情があるときを除きます。

第5条(規約の変更、承認)

本規約の変更については当社から変更内容を通じた後、または新会員規約を送付した後にカードを利用したときは、変更事項または新会員規約を承認したものとみなします。

第2章 カードの管理

第9条(カードの利用枠)

1. カードの総利用枠は、各本会員につき、本会員及び家族会員のカードショッピング、海外キャッシュサービス、キャッシングリボ及びキャッシング一括の利用代金を合算した未決済残高として管理します。その金額及び次項以下の内訳額は、当社が所定の方法により定めるものとします。
2. カード利用枠は、各本会員につき、本会員及び家族会員のカードショッピング及び海外キャッシュサービスの未決済残高を合算した未決済残高として管理します。その金額は、前項の総利用枠の内枠として当社が所定の方法により定めるものとします。
5. 海外キャッシュサービスの未決済残高の利用枠は、本条2項のカード利用枠のうち、50万円を超えない範囲で当社が定めるものとします。
6. キャッシング利用枠は、各本会員につき、本会員及び家族会員のキャッシングリボ、キャッシング一括の未決済残高の合計額として管理します。その金額は本条1項の総利用枠の内枠として当社が所定の方法により定めるものとします。
7. キャッシングリボの未決済残高の利用枠は、前項のキャッシング利用枠のうち、50万円を超えない範囲で当社が定めるものとします。
8. キャッシング一括の未決済残高の利用枠は、本条6項のキャッシング利用枠のうち、50万円を超えない範囲で当社が定めるものとします。

第13条(紛失・盗難、偽造)

1. カードまたはチケット(タクシーチケット等)が紛失・盗難・詐取・横領等(以下まとめて「紛失・盗難」という)により他人に不正利用された場合、本会員は、そのカードまたはチケット利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。
2. 会員は、カードまたはチケットが紛失・盗難にあった場合、速やかにその旨を当社に通知し、最寄警察署に届出するものとします。当社への通知は、改めて文書で届出いただく場合があります。
3. 偽造カードの使用に係るカード利用代金については、本会員は支払いの責を負わないものとします。この場合、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。
4. 前項にかかわらず、偽造カードの作出または使用について会員に故意または過失があるときは、その偽造カードの利用代金について本会員が支払いの責を負うものとします。

第13条(会員保障制度)

3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。
会員の故意若しくは重大な過失に起因する損害
損害の発生が保障期間外の場合
会員の家族・同居人・当社から送付したカードまたはチケットの受領の代理人による不正利用に起因する場合
会員が本条4項の義務を怠った場合
紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合
カードショッピング、キャッシングリボ、キャッシング一括及び海外キャッシュサービス取引等のうち暗証番号の入力を伴う取引についての損害(但し、当社に登録されている暗証番号の管理について、会員に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。)
前条2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害
戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害
その他本規約に違反する使用に起因する損害
4. 本会員は、損害のてん補を請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内に当社が損害のてん補に必要なと認める書類を当社に提出すると共に、被害状況等の調査に協力するものとします。

第3章 カード利用代金等の決済方法

第16条(代金決済口座及び決済日)

1. 本会員が当社に支払うべきカード利用代金、借入金、手数料、利息及び年会費等本規約に基づく一切の債務は、本会員が支払いのために指定した預金口座(本会員名義に限る。以下「決済口座」という)から口座振替により支払うものとします。但し、本会員が希望し当社が適当と認めるときは、当社の指定する預金口座への振込等当社が別途指定する方法で支払うものとします。
3. 支払期日における債務は、前月15日の締切日までに、利用代金債権の当社への譲渡手続もしくは立替払いの当社への請求手続が終了したものとまたは当社から現金を借り受ける手続きが当社において終了したものが対象となります。

第17条(海外利用代金の決済レート等)

1.日本国外におけるカード利用代金は、外貨額をVISAインターナショナルサービスアソシエーションまたはマスターカードインターナショナルインコーポレーテッド(以下両者を「国際提携組織」という)の決済センターにおいて集中決済された時点で、国際提携組織の指定するレートに当社が海外取引関係事務処理経費として1.63%を加えたレートで円貨に換算します。但し、海外キャッシュサービスについては、海外取引関係事務処理経費を加えません。

第18条(決済口座の残高不足等による再振替等)

決済口座の残高不足等により、支払期日に、当社に支払うべき債務の口座振替ができない場合には、当社は、支払期日以降の任意の日において、その一部または全部につきこれを行うことができるものとします。但し、当社から別途指示があったときは、本会員は、その指定する日時・場所・方法で支払うものとします。

第19条(支払金等の充当順序)

本会員の弁済した金額が本規約及びその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充当することができるものとします。但し、リボルビング払いの支払停止の抗弁に係る債務については割賦販売法第30条の5の規定によるものとします。

第20条(手数料率、利率の変更)

リボルビング払いの手数料率、分割払いの手数料率、キャッシングリボの利率、キャッシング一括の利率、海外キャッシュサービスの利率及び遅延損害金の利率は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、一般に行われる程度のもにまで変更できるものとします。この場合、第5条の規定にかかわらず、当社から手数料率、利率の変更を通知した後は、リボルビング払い及びキャッシングリボについては変更後の未決済残高または融資残高に対し、分割払い、キャッシング一括及び海外キャッシュサービスについては変更後の利用分から、変更後の手数料率、利率が適用されるものとします。

第4章 期限の利益の喪失・会員資格の取消し・退会等

第21条(期限の利益の喪失)

- 1.会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。仮差押、差押、競売の申請、破産若しくは再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき リボルビング払いまたは分割払いの債務の履行を遅滞し、当社から20日以上の相当な期間を定めて書面での催告をされたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき
2.会員は、当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合及び第22条1項の規定により会員資格を取消された場合、リボルビング払い及び分割払いによるカードショッピング代金を除く当該債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。
3.会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により、本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。
当社が所有権留保した商品の質入れ・譲渡・賃貸その他の処分を行ったとき 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき 会員の信用状態が悪化したとき
4.会員は、前3項の債務を支払う場合には、当社の本社または支店へ持参若しくは送金して支払うものとします。但し、当社が適当若しくは必要と認めた場合は、第18条の但書の定めにより支払うものとします。
5.本条第1項から第3項の定めにかかわらず、キャッシングリボ、キャッシング一括、海外キャッシュサービスの期限の利益の喪失は、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。

当社が所有権留保した商品の質入れ・譲渡・賃貸その他の処分を行ったとき 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき 会員の信用状態が悪化したとき
4.会員は、前3項の債務を支払う場合には、当社の本社または支店へ持参若しくは送金して支払うものとします。但し、当社が適当若しくは必要と認めた場合は、第18条の但書の定めにより支払うものとします。
5.本条第1項から第3項の定めにかかわらず、キャッシングリボ、キャッシング一括、海外キャッシュサービスの期限の利益の喪失は、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。

第22条(会員資格の取消)

1.当社は、会員が次のいずれかに該当した場合、その他当社において会員として不適格と認めた場合は、通知・催告などをせずに会員資格を取消することができるものとします。

- カード、ローン等の申込に際し、氏名、住所、勤務先、年収、家族構成等、会員の特定、信用状況の判断に係る事実について虚偽の申告をした場合 本規約のいずれかに違反した場合 カード利用代金等当社に対する債務の履行を怠った場合 換金を目的とした商品購入の疑い等、会員のカードの利用状況が不適当若しくは不審があると当社が判断した場合 カード発行後2ヵ月以内に決済口座の設定手続が完了しない場合 カード発行後2ヵ月以内に当社の定める本人確認手続が完了しない場合 会員が死亡した場合または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合 会員が、本会員として当社から複数のカードを貸与されている場合、他のカードについて上記 からに記載した事項のいずれかに該当する事由が生じたとき
2.会員の信用状態が悪化したと認められるときも前項に準ずるものとします。

第23条(退会)

1.本会員が退会をする場合は、当社の指定する金融機関もしくは当社に所定の届出用紙を提出する方法または電話により当社に届出を行う方法等の当社所定の方法により届出するものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、本会員、家族会員全員のカード及び貸与されたチケット等を当社に返却するものとします。また、債務全額を弁済していただくこともあります。

第24条(費用の負担)

債務の支払等に関し法的措置に要した費用は、退会後といえどもすべて会員の負担とします。

第25条(合意管轄裁判所)

会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地、商品等の購入地及び当社の本社・支店・営業所所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第26条(準拠法)

会員と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法とします。

第2部 カードによる取引と利用代金の支払

第1章 カードによるショッピング

第27条(カードショッピング)

6.継続的利用代金の支払手段としての利用手続き

会員は、当社が適当と認めた場合には、通信サービス料金やその他継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてカードを利用することができます。この場合、会員は、会員番号・有効期限等が変更され若しくは会員資格喪失等によりカードが利用できなくなったときには、その旨を加盟店に通知のうえ決済手段の変更手続を行うものとし、別途当社から指示がある場合にはこれに従うものとします。但し、会員がカード種別変更等で会員番号が変更になった場合または会員が当社から複数枚のカードの貸与を受けている場合等当社が必要または適当と認めたときは、当社が加盟店に対し新しい会員番号を通知する場合があることを、会員は予め承諾するものとします。

7.カードの利用に際しては、原則として当社の承認を必要とし、この場合、会員は利用する取引や購入商品の種類、利用金額等により、当社が直接若しくは提携クレジット会社、国際提携組織と提携した銀行・クレジットカード会社を経由して加盟店若しくは会員自身に対し、カードの利用状況等に関し照会を行うことを予め承諾するものとします。

第28条(債権譲渡の承諾等)

- 1.会員は、カード利用による取引の結果生じた加盟店の会員に対する債権について、以下の各号に予め異議なく承諾するものとします。当社と加盟店との契約に従い、当該加盟店から当社に債権譲渡すること、または、当社が当該加盟店に立替払いすること。この場合、当社が適当と認めた第三者(本号では提携クレジットカード会社及び海外クレジットカード会社を除く)を経由する場合があります。提携クレジットカード会社と加盟店との契約に従い、当該加盟店から提携クレジットカード会社に債権譲渡しまたは提携クレジットカード会社が当該加盟店に立替払いし(これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります) 当社が当該提携クレジットカード会社に立替払いすること 海外クレジットカード会社と加盟店との契約に従い、当該加盟店から海外クレジットカード会社に債権譲渡しまたは海外クレジットカード会社が当該加盟店に立替払いし(これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります) 当社が当該海外クレジットカード会社に立替払いすること
2.カードの利用による取引上の紛争は会員と加盟店とにおいて解決するものとします。また、カードの利用により加盟店と取引した後に加盟店との合意によってこれを取消す場合は、その代金の精算については当社所定の方法によるものとします。
3.会員は、カード利用に係る債権の特定と内容確認のため、カード利用により購入した商品、サービス、通話、その他の取引の内容及びそれに関する情報、通話先電話番号を含む通話明細情報が、加盟店から当社に開示されることを承諾するものとします。但し、通話明細情報については、会員の事前の承諾を得た場合のみ開示されるものとします。
4.会員は、カード利用により購入した商品の代金債務を当社に完済するまで、当該商品の所有権が当社に帰属することを承諾するものとします。

第2章 カード利用代金の支払区分

第29条(カード利用代金の支払区分)

- 2.会員の有効な支払区分の指定がない場合は原則として1回払いとなります。
第30条(1回払い・2回払い・ボーナス一括払い)
1回払い、2回払い、ボーナス一括払いの支払期日及び支払金額は次の通りとなります。但し、事務上の都合により支払期日の開始が遅れることがあります。
1回払いについては、利用額の全額につき翌月の支払期日。
2回払いについては、利用額の半額(端数は初回分に算入)につき、それぞれ翌月と翌々月の支払期日。
ボーナス一括払いについては、毎年12月16日から翌年6月15日までの利用分につき8月の支払期日、7月16日から11月15日までの利用分につき翌年1月の支払期日。但し、上記の期間は加盟店により若干異なる場合があります。

第31条(リボルビング払い)

- 2.本会員は、会員がリボルビング払いを指定した場合において、前項以外の支払いコースを指定したときは、毎月の締切日時点におけるリボルビング払いの未決済残高に応じて、次項に定める手数料と元金の合計額として本会員が予め指定したコースにより下表に定める弁済金(毎月支払額)。但し、締切日の残高と手数料の合計額が弁済金に満たないときはその合計額)を翌月の支払期日に支払うものとします。また、本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法若しくは下表とは異なる金額区分にすることができます。

毎月の締切日 時点での残高	翌月の弁済金			
	長期コース	標準コース	短期コース	定額コース
10万円以下	5千円	1万円	2万円	2万円(ゴールドカード会員の場合は3万円)以上1万円単位
10万円を超えて20万円まで	1万円	2万円	4万円	
以後増加額10万円まで毎に	5千円増加	1万円増加	2万円増加	

- 4.毎月の手数料額は、毎月の締切日までの日々のリボルビング払い未決済残高(付利単位100円)に対し、当社所定の手数料率により年365日(閏年は年366日)で日割計算した金額を1ヵ月分とし、翌月の支払期日後払いするものとします。但し、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としません。なお、あとからリボの場合、変更前の各支払区分の最初の支払期日の締切日の翌日から手数料計算の対象とします。
6.第28条第2項に定めるカード利用後の取消しの場合、取消し日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取消しに拘わらず本条第4項に定める手

数料が発生し、会員はこれを支払うものとします。

第32条(分割払い)

- 4. ボーナス併用分割払いのボーナス支払月は1月・8月とし、最初に到来したボーナス支払月から支払うものとします。この場合、ボーナス支払月の加算総額は1回当りのカードショッピング利用代金の50%とし、ボーナス併用回数で均等分割(但し、各ボーナス支払月の加算金額は1,000円単位とし、端数は最初に到来したボーナス支払月に算入)し、その金額を月々の支払金に加算して支払うものとします。
6. 第28条第2項に定めるカード利用後の取消しの場合、取消し日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取消しに拘わらず本条第1項に定める手数料が発生し、会員はこれを支払うものとします。

第33条(遅延損害金)

- 1. 会員が、ショッピングによるカード利用代金の期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日まで、分割払いに係る分割支払金合計の残金全額については商法定利率を乗じた額の遅延損害金を、その他の支払区分に係る利用代金については年14.6%を乗じた額の遅延損害金を、それぞれ支払うものとします。
2. 前項の場合を除き、会員が、カードショッピングの支払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から完済の日まで、年14.6%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。但し、分割払いの場合は、当該遅延損害金は、分割支払金合計の残金全額に対し商法定利率を乗じた額を超えないものとします。

第3部 キャッシング条項

第1章 キャッシングリボ

第38条(キャッシングリボの借入金の支払い)

- 1. キャッシングリボの返済方法は、毎月元利定額返済とします。毎月の返済額は、利用枠に応じて、当社が設定または増額若しくは減額できるものとします。但し、会員が希望し当社が適当と認めた場合は、返済額を変更し、またはボーナス月増額返済によることができるものとします。
2. キャッシングリボの返済は、返済元金と前条4項の経過利息の合計として当社が指定した金額を、第16条の定めにより支払うものとします。
3. 会員は、別途定める方法により、キャッシングリボの借入金の全部または一部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法及び条件は、下記「繰上返済の可否及び方法」に定めるとおりとします。

第39条(遅延損害金)

- 1. 本会員が、キャッシングリボの支払を遅滞した場合は支払元金に対し支払期日の翌日から完済まで、また期限の利益喪失の場合は期限の利益喪失の日から完済の日まで、年20.0%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
2. 前項の取扱はキャッシング一括及び海外キャッシュサービスの場合も同様とします。

第2章 キャッシング一括

第42条(キャッシング一括の借入金の支払い)

- 1. キャッシング一括の返済方法は、元利一括返済、返済回数は1回とします。
2. 毎月の返済額は、第16条の毎月の締切日までの借入金と前条3項の経過利息とを合計し、第16条の定めにより翌月の支払期日に支払うものとします。
3. 会員は、別途定める方法により、キャッシング一括の借入金の全部または一部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法及び条件は、下記「繰上返済の可否及び方法」に定めるとおりとします。
4. キャッシング一括の借入金について、当社が定める日までにキャッシングもあとかかりボの申込を行い、当社が適当と認めた場合は、キャッシング一括の借入金をキャッシングリボに変更することができます。その場合、申込日までをキャッシング一括のご利用、申込日の翌日以降をキャッシングリボのご利用としてお借入期間を算出し、ご利用金額に対する利息を日割計算します。

第3章 海外キャッシュサービス

第45条(海外キャッシュサービスの借入金の支払い)

- 1. 海外キャッシュサービスの返済方法は、元利一括返済、返済回数は1回とします。
2. 毎月の返済額は、第16条の毎月の締切日までの借入金と前条3項の経過利息とを合計し、第16条の定めにより翌月の支払期日に支払うものとします。
3. 海外キャッシュサービスによる現金を現地通貨で交付した場合であっても、海外キャッシュサービスの借入金元金は、第17条の定めにより換算された円貨とします。
4. 会員は、別途定める方法により、海外キャッシュサービスの借入金の全部または一部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法及び条件は、下記「繰上返済の可否及び方法」に定めるとおりとします。
5. 海外キャッシュサービスの借入金について、当社が定める日までにキャッシングもあとかかりボの申込を行い、当社が適当と認めた場合は、海外キャッシュサービスの借入金をキャッシングリボに変更することができます。その場合、申込日までを海外キャッシュサービスのご利用、申込日の翌日以降をキャッシングリボのご利用としてお借入期間を算出し、ご利用金額に対する利息を日割計算します。

第4章 書面の交付

第46条(キャッシング利用時及びお支払い時の書面の交付)

本会員は、当社が適当と認めた日より、当社が貸金業法第17条第1項に規定された書面の交付に代えて、同第6項に規定された書面、及び貸金業法第18条第1項に規定された書面の交付に代えて、同第3項に規定された書面を交付することができることを承諾するものとします。貸金業法施行日以前に入会した本会員は、当社から上記第46条に関する通知もしくは上記第46条を含む本規約の送付を初めて受けた場合、1ヶ月以内に異議を申し立てることができるものとします。

キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシュサービスのご利用方法

Table with 2 main columns: 本会員, 家族会員. Sub-columns: キャッシングリボ, キャッシング一括, 海外キャッシングサービス. Rows: ATM等での暗証番号入力、国際提携組織と提携した日本国外の金融機関の本支店、所定の借入票で申込みを行ない、直接現金を受領する方法.

キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシュサービスの返済方法・回数、利率等

Table with 4 columns: 名称, 返済方法, 返済期間・返済回数, 実質年率. Rows: キャッシングリボ, キャッシング一括/海外キャッシュサービス.

担保・保証人...不要 元本・利息以外の金銭の支払い...不要 本会員において、利息が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは、超える部分についての支払義務を負いません。貸金業法第17条第1項の規定により交付する書面または同第6項で規定する書面に記載する返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面に記載する利用の後に行われる追加利用・繰上返済等により変動することがあります。

- リボルビング払い、分割払いの返済方法・回数、手数料率等
・リボルビング払い 実質年率15.0%
・分割払い

Table with 2 main columns: 支払回数, 支払期間(カ月). Sub-columns: 3, 5, 6, 10, 12, 15, 18, 20, 24. Rows: 実質年率(%), 利用代金100円当りの分割払手数料の額(円).

リボルビング払いのお支払い例

- (元金定額コース1万円及び標準コース、実質年率15.0%の場合)
8月16日から9月15日までに50,000円ご利用の場合
初回(10月10日)お支払い(ご利用残高50,000円)
お支払い元金(元金定額コース・標準コースとも)...10,000円
手数料(元金定額コース・標準コースとも)...ありません。
弁済金(元金定額コース・標準コースとも)...10,000円()
お支払い後残高(元金定額コース・標準コースとも)
... 50,000円 - 10,000円 = 40,000円
第2回(11月10日)お支払い(ご利用残高40,000円)
手数料(9月16日から10月15日までの分。支払期日をまたぐで元本が途中で変わります)
... 50,000円 x 15.0% x 15日 ÷ 365日 + 50,000円 x 15.0% x 10日 ÷ 365日 + 40,000円 x 15.0% x 5日 ÷ 365日 = 595円
お支払い元金・元金定額コースの場合...10,000円
・標準コースの場合...9,405円(10,000円 - 595円)
・弁済金・元金定額コースの場合...10,595円(595円 + 10,000円)
・標準コースの場合... 10,000円
お支払い後残高
・元金定額コースの場合...30,000円(40,000円 - 10,000円)
・標準コースの場合...30,595円(40,000円 - 9,405円)

分割払いのお支払い例

- 利用代金50,000円、10回払いの場合
分割払手数料.....50,000円 x (6.70円 / 100円) = 3,350円
分割支払金合計...50,000円 + 3,350円 = 53,350円
分割支払額.....53,350円 ÷ 10回 = 5,335円

ご相談窓口

- 1. 商品等についてのお問い合わせ・ご相談は、カードを利用された加盟店にご連絡ください。
2. 宣伝印刷物の送付等営業案内の中止のお申出は、当社サービスデスクまでお願いします。カードを利用しない場合には、利用開始する前に切断のうえ当社にご返却ください。
株式会社ごうぎんクレジット
中国財務局長(9)第00047号 サービスデスク
〒690-0061 松江市白潟本町23番地 電話番号0852(27)1777
3. 個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談は下記の当社お客様相談室までお願いします。
4. 本規約についてのお問い合わせ・ご相談及び支払停止の抗弁に関する書面については、下記の当社お客様相談室までご連絡ください。
株式会社ごうぎんクレジット 中国財務局長(9)第00047号
本号お客様相談室
〒690-0061 松江市白潟本町23番地 電話番号0852(27)1777
5. カードの紛失・盗難に関するご連絡は下記のVJ紛失・盗難デスクまでお願いします。
VJ紛失・盗難デスク 通話料無料ダイヤル 0120-919456
上記番号が繋がりにくい場合は下記番号をご利用ください。
東京03-5392-7303 大阪06-6228-1210

(2007年12月改定)

個人情報の取扱いに関する同意条項

本同意条項はごうぎんクレジット会員規約(以下「本規約」という)の一部を構成します
第1条(個人情報の収集・保有・利用等)

- 1. 会員または会員の予定者(以下総称して「会員等」という)は、本規約(本申込みを含む。以下同じ)を含む当社との取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービス提供のため、下記 からの 情報(以下これらを総称して「個人情報」という)を当社が保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、本会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内(支払遅延時の請求を含みます)をすること(下記 契約情報を含む家族カードに関するお支払等のご案内は、本会員にご案内します) および、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報(入会申込書の写し・残高通知書等)を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のためにご利用すること、を含むものとします。
申込み時に会員等が申込書に記入し若しくは会員等が提出する書類等に記載

されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、資産、負債等の情報(以下総称して「氏名等」という)本規約に基づき届出られた情報およびお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報(以下総称して「属性情報」という)

会員のご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数等のご利用状況および契約内容に関する情報(以下「契約情報」という)会員のご利用残高、お支払い状況等本規約により発生した客観的取引事実に基づく信用情報

お電話等でのお問合せ等により当社が知り得た情報
当社または決済口座のある金融機関等での本人確認状況
当社が適法かつ適正な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類に記載されている事項
官報や電話帳等の公開情報

2. 会員は、当社が下記の目的のために前項の 〃 の個人情報を利用することを同意します。

当社のクレジットカード関連事業(キャッシング・ローン等の金銭貸付事業を含む。以下同じ)における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス
当社のクレジットカード関連事業における市場調査、商品開発
当社のクレジットカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業活動
当社のクレジットカード加盟店等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付
なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社所定の方法(インターネットの当社ホームページへの常時掲載)によってお知らせします。

第2条(個人情報情報機関への登録・利用)

1. 本会員および本会員の予定者(以下総称して「本会員等」という)は、当社が、本規約に係る取引上の判断にあたり、当社が加盟する下記の個人情報情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供する者を業とする者。以下「加盟個人情報機関」という)及び加盟個人情報機関と提携する下記の個人情報情報機関(以下「提携個人情報機関」という)に照し、本会員等の情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む、下表の「登録情報」記載の情報で、その履歴を含む)が登録されている場合には、割賦販売法第39条等により、本会員等の支払能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。
2. 本会員等は、加盟個人情報機関により定められた情報(下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む)が当該機関に下表の「登録期間」に定める期間登録されること、並びに、登録された情報が加盟個人情報機関及び提携個人情報機関の加盟会員により本会員等の支払能力に関する調査のため利用されること、に同意します。但し、提携個人情報機関の加盟会員により利用される情報は下表の「債務の支払いを延滞した事実」に限られます。
3. 本会員等は、前項の情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟個人情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟個人情報機関および提携個人情報機関並びにそれらの加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

登録される情報とその期間

登録情報	登録の期間
氏名、生年月日、性別、住所 1、電話番号、勤務先等の本人情報	左欄 以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
本規約に係る申込みをした事実	全国銀行個人信用情報センターへの登録：当社が利用した日より1年を超えない期間(ただし、他社が当該情報を利用するのは3か月を超えない期間) 株式会社シー・アイ・シーおよび株式会社シーシービーへの登録：当社が利用した日より6か月を超えない期間
本規約に関する客観的取引事実 2	契約期間中及び契約終了後(完済していない場合は完済後)5年を超えない期間
債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了後(完済していない場合は完済後)5年を超えない期間
不渡情報	全国銀行個人信用情報センターの登録：第1回目不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
苦情調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料紛失・カード盗難、 と信自廉申出等の本人申告情報	本人から申告があった日から5年を超えない期間

- 1 全国銀行個人信用情報センターの登録情報は、の住所に本人への郵便不着の有無等を含みます。
- 2 上記「本規約に係る客観的取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、極度額、支払回数、利用残高、返済予定年月、月々の支払い状況(解約、完済等の事実を含む)となります。

加盟個人情報機関の名称・所在地・電話番号

名称：全国銀行個人信用情報センター
所在地：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
電話番号：03-3214-5020

ホームページアドレス：http://www.zenginkyo.or.jp/pcc/index.html
全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関とその関係会社を会員とする個人情報情報機関です。

名称：株式会社シー・アイ・シー
所在地：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト
電話番号：0120-810414

ホームページアドレス：http://www.cic.co.jp
株式会社シー・アイ・シーは、主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人情報情報機関です。
名称：株式会社シーシービー
所在地：〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1
電話番号：0120-440029

ホームページアドレス：http://www.ccbinc.co.jp
株式会社シーシービーは、主に信販会社、メーカー系・流通系・銀行系カード会社、金融機関、消費者金融会社を加盟会員とする個人情報情報機関です。
契約期間中に新たに個人情報情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

提携個人情報機関の名称・電話番号

名称：全国信用情報センター連合会(全情連)加盟の個人情報情報センター

電話番号：0120-441481(最寄りの全情連加盟の個人情報情報センターにつながります)
ホームページアドレス：http://www.fcjb.jp
全国信用情報センター連合会加盟の個人情報情報センターは、主に貸金業者を会員とする個人情報情報機関です。

全国銀行個人信用情報センター及び株式会社シー・アイ・シー並びに上記提携個人情報機関は、多重債務の抑止のため提携し、相互に情報を交流するネットワーク(CRIN)を構築しています。
上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(当社では行いません)。

第3条(繰上返済時の残高の開示)

本会員は、家族会員が家族カードまたはその会員番号を用いてATM等で繰上返済の手続の全部または一部(手続が途中で中止された場合を含みます)を行う場合、当社が家族会員に対し当該繰上返済の対象となる残高(当該繰上返済の対象商品に関する、本会員のカードおよび家族カードならびにそれらの会員番号の利用による残高の合計額)を開示することに同意します。

第4条(個人情報の預託)

会員等は、当社が当社の事務(コンピュータ事務、代金決済事務及びこれらに付随する事務等)を第三者に業務委託(契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含む)する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、本同意条項に定める個人情報等を当該業務委託先に預託することに同意します。

第5条(利用の中止の申出)

会員は、第1条2項の同意の範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、当社に対しその中止を申出することができます。但し、カードまたはご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除きます。お申出は、第10条1項記載の窓口にご連絡ください。

第6条(個人情報の開示・訂正・削除)

1. 会員等は、当社、個人情報情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、会員等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。当社に開示を求めるときは、第10条2項記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続(受付窓口、受付方法、必要書類等)の詳細をお答えします。また、開示請求手続は、当社所定の方法(インターネットの当社ホームページへの常時掲載)でもお知らせしております。個人情報情報機関に開示を求める場合には、第2条記載の連絡先へ連絡してください。
2. 開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、会員等は、当該情報の訂正または削除の請求ができます。

第7条(会員契約が不成立の場合)

会員契約が不成立の場合であっても、会員等が入会申込をした事実、第1条1項に定める目的および第2条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
第8条(退会または会員資格取消後の場合)

本規約第23条に定める退会の申し出または本規約第22条に定める会員資格の喪失後も、第1条1項に定める目的および開示請求等に必要な範囲で、法令等または当社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

第9条(規約等に不同意の場合)

当社は、会員等が入会申込みに必要な記載事項の記載を希望しない場合及び本会員規約の内容の全部又は一部を承認できない場合、入会をお断りすることや退会の手続きをとることがあります。但し、第1条2項に同意しない場合でも、これを理由に当社が入会をお断りすることや退会の手続きをとることはありません。
第10条(個人情報に関するお問合わせ)

1. 第5条に定める中止のお申出は、下記の当社サービスデスクまでお願いします。
株式会社ごうぎんクレジット 中国財務局長(9)第00047号
サービスデスク
〒690-0061 松江市白潟本町23番地 電話番号0852(27)1777
2. 個人情報の開示・訂正・削除等の会員等の個人情報に関するお問合わせ・ご相談は下記の当社お客様相談室までお願いします。
株式会社ごうぎんクレジット 中国財務局長(9)第00047号
本社お客様相談室
〒690-0061 松江市白潟本町23番地 電話番号0852(27)1777
鳥取支店お客様相談室
〒680-0846 鳥取市扇町22番地1 電話番号0857(27)5631

第11条(同意条項の位置付け及び変更)

1. 本同意条項はごうぎんクレジット会員規約の一部を構成します。
2. 本同意条項は法令に定める手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。(2008年2月改定)

ごうぎんDuoカード会員特約(VISA)

第1条(本特約の目的)

本特約は、株式会社山陰合同銀行(以下「当行」という)および株式会社ごうぎんクレジット(以下「当社」という)が発行する「ごうぎんDuoカード」(以下「本カード」という)の発行条件および本カードの機能・使用方法等について定めるものです。

第2条(本カードの発行・貸与)

- (1)本カードは以下のいずれかの場合に発行されるものとします。
当行と普通預金取引がある者が、当社が別に定める「ごうぎんクレジット会員規約」(以下「クレジットカード規約」という)および当行「キャッシュカード規定集」(以下「キャッシュカード規定」という)ならびに本特約を承認のうえ、クレジットカード規約第1条に定義する本会員(以下「本会員」という)となる旨の申込をするときに本カードの発行の申込をし、これに対し当行および当社(以下「両社」という)が承認した場合。
キャッシュカード規定を承認のうえ当行発行にかかるキャッシュカードの貸与を受けている者が、クレジットカード規約およびキャッシュカード規定ならびに本特約を承認のうえ、本会員となる旨の申込をするときに本カードの発行の申込をし、これに対し両社が承認した場合。

クレジットカード規約を承認のうえ当社のクレジットカードの貸与を受けている本会員が、クレジットカード規約およびキャッシュカード規定ならびに本特約を承認のうえ、本カードの発行の申込をし、これに対し両社が承認した場合。

キャッシュカード規定を承認のうえ当行発行にかかるキャッシュカードの貸与を受けており、かつクレジットカード規約を承認のうえ当社のクレジットカードの貸与も受けている本会員が、クレジットカード規約およびキャッシュカード規定ならびに本特約を承認のうえ、本カードの発行の申込をし、これに対し両社が承認した場合。

- (2)前項に基づいて発行される本カードの所有権は当行および当社に帰属するものとし、当行および当社は前項各号による承認を受けた者に対し、本カードを貸与するものとし(以下、本項に基づいて本カードの貸与を受けた者を「一体型会員」という)。なお、本カード上には、会員氏名・クレジットカード会員番号・カードの有効期限・銀行口座番号等が表示されています。
- (3)第1項各号の申込に際しては、本カードのキャッシュカードとしての機能(「キャッシュカード規定」に定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」という)が対応する普通預金口座を、本カードのクレジットカード利用代金、手数料等の決済口座として届け出るものとします。
- (4)本カードの発行が認められない場合、ICキャッシュカードを発行するものとします。なお、ICキャッシュカード発行口座またはキャッシュカード発行口座において、すでにICキャッシュカードまたはキャッシュカードをお持ちの場合、新たにICキャッシュカードを発行せず、お持ちのICキャッシュカードまたはキャッシュカードを引き続きご利用いただくものとします。

第3条(有効期限)

- (1)本カードの有効期限は両社が指定するものとし、カード上に表示した月の末日までとします。
- (2)両社は、カード有効期限までに、退会の申し出のない会員で、かつ、両社が引き続き会員として認める場合、有効期限を更新した新たなカード(以下「更新カード」という)を発行します。
- (3)前項に基づいて更新カードが発行された場合においても、一体型会員が更新カードの発行前に保有していた本カードのキャッシュカード機能については、一体型会員が更新カードを利用した時点で失効するものとします。

第4条(本カードの機能)

- (1)一体型会員は本カードにより、キャッシュカード機能および当社が発行するクレジットカードとしての機能(クレジットカード規約に定められた機能をいい、以下「クレジットカード機能」という)を、各々の規定・規約および本特約に従って利用することができます。
- (2)一体型会員は、現金自動支払機(以下「CD」という)または現金自動預払機(以下「ATM」という)において本カードを利用する場合には、本カード表面に記載されている本カード挿入方向の指示に従って、キャッシュカード機能とクレジットカード機能との使い分けをするものとします。
- (3)前項の規定にかかわらず、一体型会員が本カードの挿入方向を間違えることにより希望取引以外の取引が発生した場合においても、一体型会員は、当該希望外取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。
- (4)本カードのキャッシュカード機能にデビットカード機能(「キャッシュカード規定」中の「デビットカード取引規定」に定められた機能をいい、以下「デビットカード機能」という)が付加された場合において、一体型カード会員が、本カードのデビットカード機能およびクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店において本カードを利用してショッピングを行う場合には、本カード提示の際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。

第5条(本カードの機能停止等)

- (1)一体型会員は、当社との間のクレジットカード契約および当行との間のキャッシュカード利用契約が有効である場合であっても、以下のいずれかの事由が生じた場合は、本カードの機能またはサービスが停止されることがあることをあらかじめ承認し、これに伴う不利益・損害等については、両社はいずれも責任を負わないことを承認するものとします。
本カードの再発行のため、一体型会員が、両社のいずれかに本カードを返還した場合。

本カードに関する諸変更手続のため、一体型会員が、両社のいずれかに本カードを送付したまたは預けた場合。

CDまたはATMでの利用時に、暗証番号相違、CD・ATMの故障等の理由により本カードが回収された場合。

一体型会員から両社のいずれかに対して、その貸与された本カードを紛失または盗難に遭った旨の届け出があった場合。

- (2)一体型会員が本特約またはクレジットカード規約に違反しまたは違反するおそれがある場合には、当社はクレジットカード機能を一時停止することができるものとします。

第6条(本カードの取扱い)

- (1)一体型会員は、当行および当社より本カードを貸与されたときは、直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。
- (2)本カードは、本カード上に表示された一体型会員本人以外には使用できません。一体型会員は善良なる管理者の注意をもって本カードを使用し管理しなければなりません。また、本カードの所有権は当行および当社にありますので、他人に貸与、譲渡および担保の提供預託等に利用したりして本カードの占有を第三者に移転することはできません。

第7条(決済口座の変更)

本カードの申込の際に届け出た決済口座は、原則として変更できないものとします。ただし、両社が認めた場合にはこの限りでないものとします。

第8条(届出事項の変更)

- (1)一体型会員が両社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。なお、キャッシュカード機能に関する暗証番号の変更を希望する場合には、当行所定の方法により遅滞なく当行に、また、クレジットカード機能に関する暗証番号の変更を希望する場合には、当社所定の方法により遅滞なく当社に届け出るものとします。

- (2)前項のうち氏名の変更があった場合においては、一体型会員は本カードを両社のうちいずれか1社に返還するものとします。なお、この場合には、第11条所定の再発行手続がとられるものとします。

第9条(紛失・盗難の届出)

一体型会員は、本カードの紛失、盗難の場合には、当該紛失または盗難の事実を当行および当社に届け出るものとします。

第10条(本カードの紛失・盗難による責任の区分)

(1)本カードの紛失、盗難や第6条に違反して、他人に本カードを利用された場合は、その利用代金は、本カードの貸与を受けた一体型会員の負担とします。

- (2)第1項の規定にかかわらず、会員が紛失、盗難の事実を速やかに当社に届け出るとともに所轄の警察署へ届け出、かつ当社の請求により所定の紛失、盗難届を当社に提出した場合には、当社が届け出を受けた日の60日前以降発生したクレジットカードに関する損害については、当社は会員に対し、その支払いを免除します。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当該カードが使用されたことによる会員の支払いは免除いたしません。

紛失、盗難が会員の故意または重大な過失によって生じた場合。

会員の家族、同居人、留守人等、会員の関係者によって使用された場合。

戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失や盗難が生じた場合。

会員規約に違反している状況において、紛失や盗難が生じた場合。

会員が当社の請求する書類を提出しなかったり、または当社等の行う被害状況の調査に協力を拒んだ場合。

第11条(カードの再発行)

本カードの紛失、盗難、破損、汚損、氏名・クレジットカード機能に関する暗証番号等の変更を理由に、一体型会員が両社に対し本カードの再発行を求め、これに対し両社が審査のうえ認めた場合には、本カードを再発行するものとします。なお、再発行が認められた場合、当該一体型会員は、当行および当社所定の再発行手数料を支払うものとします。(ただし、氏名の変更による再発行の場合を除きます。)また、一体型会員が紛失・盗難以外の理由により本カードの再発行を求める場合には、当該一体型会員が所持する本カードを両社のうちいずれかに返還する必要があるものとします。

第12条(カードの返還および単機能カードの発行)

- (1)一体型会員は、下記のいずれかの事由が生じた場合には、両社のうちいずれかに本カードを返還するものとし、これに伴う不利益・損害等については、両社はいずれも責任を負わないことを承認するものとします。
クレジットカード規約所定の事由により会員たる資格を喪失した場合(一体型会員が任意に退会した場合も含みます)。
一体型会員による本カードのキャッシュカード機能に対応する普通預金口座の利用が、同口座の解約等の事由により不能となった場合。
一体型会員が両社に対し、本カードの利用を取り止める旨の申し出を行い、これを両社が認めた場合。

- (2)前項の場合において、本カードのキャッシュカード機能と同様の機能を持つキャッシュカード(以下「単機能キャッシュカード」という。)の発行を当行が認めた場合には、当行は当該一体型会員に対し、単機能キャッシュカードを発行するものとします。

前項の場合において、本カードのクレジットカード機能と同様の機能を持つクレジットカード(以下「単機能クレジットカード」という。)の発行を当社が認めた場合には、当社は当該一体型会員に対し、単機能クレジットカードを発行するものとします。

前項の場合において、単機能キャッシュカードの発行を当行が認めた場合には、当行は当該一体型会員に対し、単機能キャッシュカードを発行するものとします。また同様に、前項の場合において、単機能クレジットカードの発行を当社が認めた場合には、当社は当該一体型会員に対し、単機能クレジットカードを発行するものとします。

一体型会員は本項 に基づいて単機能キャッシュカードが発行される場合には、当行に対し当行所定の再発行手数料を、本項 または に基づいて単機能クレジットカードが発行される場合には、当社に対し当社所定の再発行手数料をそれぞれ支払うものとします。

第13条(カードの回収)

前条1項の場合において、両社は各々の判断で、利用者に事前の通知・催告等を行うことなく、CDまたはATMや加盟店等を通じて、本カードを回収できるものとします。この場合、当行から新たにキャッシュカードが交付されるまでの間、利用者はキャッシュカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、両社はいずれも責任を負わないものとします。

第14条(業務の委託)

当行および当社は、本カードの発行に関する業務を第三者に委託することができるものとします。

第15条(情報交換)

一体型会員は、当行と当社との間において、以下の目的・範囲内で、一体型会員に関する属性、信用状況の照会または情報の提供もしくは交換が行われることについて、あらかじめ同意するものとします。

目的

本カードの申込受付・審査・発行・交付、会員の管理、本カードに関連する特典の付与等を行うため。

情報の範囲

本申込書等に記載された一体型会員の属性情報(住所、氏名、生年月日、電話番号、勤務先など)およびその変更内容、決済口座番号、クレジットカード会員番号、本カードについての一体型会員に関する情報(当社の審査結果・会員資格の取消の事実等(ただしその理由は除く)、紛失情報、更新情報、解約情報)、会員と当行および当社との取引内容

第16条(目的・範囲内の情報提供および同意)

- (1)一体型会員は、一体型会員の取引内容に関する情報を、以下の目的・範囲内で、当行が当社に提供することにあらかじめ同意するものとします。

目的

A 当社が、一体型会員へクレジットカード・ローン等の当社が取り扱う商品・サービスをダイレクトメール・eメールその他の方法によって案内を行

うため。

- B 当社が一体型会員により適した商品・サービス等の研究・開発を行うためおよびアンケートを行うため

情報の範囲

当行が保有する一体型会員の取引内容に関する情報(前記15条の内容に加えて、預金・投資信託・住宅ローン等の内訳およびその残高、各種サービスの契約情報等を含むものとします)

- (2) 一体型会員は、一体型会員の取引内容に関する情報を、以下の目的・範囲内で、当社が当行に提供することにあらかじめ同意するものとします。

目的

A 本カードおよび本カードに関連するサービスの管理運営のため。

当行が一体型会員へ預金・投資信託・ローン等の当行が取り扱う商品・サービスをダイレクトメール・eメールその他の方法によって案内を行うため。

B 当行が一体型会員により適した商品・サービス等の研究・開発を行うためおよびアンケートを行うため

情報の範囲

当社が保有する一体型会員の取引内容に関する情報(前記15条の内容に加えて、本カードの利用状況・ローン残高等を含むものとします)

第17条(特約の優先適用)

本特約とクレジットカード規約またはキャッシュカード規定の内容が両立しない場合は、本特約が優先的に適用されるものとします。なお、キャッシュカード機能について、偽造または変造カードによる払戻し、カードの盗難により他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しによる損害については、キャッシュカード規定を優先適用するものとする。

第18条(特約の改定)

本特約が改定され、その改定内容が一体型会員に通知された後に、当該一体型会員が本カードを利用したときは、当該一体型会員はその改定を承認したものとみなします。

以上

個人情報の取扱いに関する重要事項

1. 個人情報の収集・保有・利用等

(1) 会員または会員の予定者(以下総称して「会員等」という)は、本規約(本申込みを含む。以下同じ)を含む当社との取引と信判断および与信後の管理ならびに付帯サービス提供のため、下記～の個人情報(以下これらを総称して「個人情報」という)を当社が保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、本会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内(支払遅延時の請求を含みます)をすること(下記)の契約情報を含む家族カードに関するお支払等のご案内は、本会員にご案内します。および、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報(入会申込書の写し・残高通知書等)を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用すること、を含むものとします。

申込み時に会員等が申込書に記入し若しくは会員等が提出する書類等に記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、資産、負債等の情報(以下総称して「氏名等」という)本規約に基づき届出られた情報、当社届出電話番号の過去5年間の有効性(通話可能か否か)に関する情報およびお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報(以下総称して「属性情報」という)

会員のご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数等のご利用状況および契約内容に関する情報(以下「契約情報」という) 会員のご利用残高、お支払い状況等本規約により発生した客観的取引事実に基づく信用情報

お電話等でのお問合せ等により当社が知り得た情報

当社または決済口座のある金融機関等での本人確認状況

当社が適法かつ適正な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類に記載されている事項

官報や電話帳等の公開情報

(2) 会員は、当社が下記の目的のために前項の個人情報の利用することを同意します。

当社のクレジットカード関連事業(キャッシング・ローン等の金銭貸付事業を含む。以下同じ)における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス

当社のクレジットカード関連事業における市場調査、商品開発

当社のクレジットカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業活動

当社のクレジットカード加盟店等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付
なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社所定の方法(インターネットの当社ホームページへの常時掲載)によってお知らせします。

2. 個人情報機関への登録・利用

(1) 本会員および本会員の予定者(以下総称して「本会員等」という)は、当社が、本規約に係る取引上の判断にあたり、当社が加盟する下記の個人情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟個人情報機関」という)及び加盟個人情報機関と提携する下記の個人情報機関(以下「提携個人情報機関」という)に照会し、本会員等の情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む、下表の「登録情報」記載の情報で、その履歴を含む)が登録されている場合には、割賦販売法第39条等により、本会員等の支払能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。

(2) 本会員等は、加盟個人情報機関により定められた情報(下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む)が当該機関に下表の「登録期間」に定める期間登録されること、並びに、登録された情報が加盟個人情報機関及び提携個人情報機関の加盟会員により本会員等の支払能力に関する調査のため利用されること、に同意します。但し、提携個人情報機関の加盟会員により利用され

る情報は下表の「債務の支払いを延滞した事実」に限られます。

- (3) 本会員等は、前項の情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟個人情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟個人情報機関および提携個人情報機関並びにその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

登録情報	登録の期間
氏名、生年月日、性別、住所 ¹ 、電話番号、勤務先等の本人情報	左欄 以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
本規約に係る申込みをした事実	全国銀行個人信用情報センターへの登録:当社が利用した日より1年を超えない期間(ただし、他社が当該情報を利用するのは3ヵ月を超えない期間) 株式会社シー・アイ・シーおよび株式会社シー・シー・ピーへの登録:当社が利用した日より6ヵ月を超えない期間
本規約に関する客観的な取引事実 ²	契約期間中及び契約終了後(完済していない場合は完済後)5年を超えない期間
債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了後(完済していない場合は完済後)5年を超えない期間
不渡情報	全国銀行個人信用情報センターの登録:第1回目不渡は不渡発生日から6ヵ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
苦情調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料紛失・カード盗難、与信自粛申出等の本人申告情報	本人から申告があった日から5年を超えない期間

1 全国銀行個人信用情報センターの登録情報は、の住所に本人への郵便不着の有無等を含みます。

2 上記「本規約に関する客観的取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、極度額、支払回数、利用残高、完済予定年月、月々の支払い状況(解約、完済等の事実を含む)となります。

加盟個人情報機関の名称・所在地・電話番号

名称: 全国銀行個人信用情報センター

所在地: 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

電話番号: 03-3214-5020

ホームページアドレス: <http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関とその関係会社を会員とする個人情報機関です。

名称: 株式会社シー・アイ・シー

所在地: 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト

電話番号: 0120-810414

ホームページアドレス: <http://www.cic.co.jp>

株式会社シー・アイ・シーは、主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人情報機関です。

名称: 株式会社シー・シー・ピー

所在地: 〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1

電話番号: 0120-440029

ホームページアドレス: <http://www.ccbinc.co.jp>

株式会社シー・シー・ピーは、主に信販会社、メーカー系・流通系・銀行系カード会社、金融機関、消費者金融会社を加盟会員とする個人情報機関です。

契約期間中に新たに個人情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

提携個人情報機関の名称・電話番号

名称: 全国信用情報センター連合会(全信連)加盟の個人情報情報センター

電話番号: 0120-441481

(最寄りの全信連加盟の個人情報情報センターにつながります)

ホームページアドレス: <http://www.fcbl.jp>

全国信用情報センター連合会加盟の個人情報情報センターは、主に貸金業者を会員とする個人情報機関です。

全国銀行個人信用情報センター及び株式会社シー・アイ・シー並びに上記提携個人情報機関は、多重債務の抑止のため提携し、相互に情報を交流するネットワーク(CRIN)を構築しています。

上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(当社では行いません)。

3. 繰上返済時の残高の開示

本会員は、家族会員が家族カードまたはその会員番号を用いてATM等で繰上返済の手続の全部または一部(手続が途中で中止された場合を含みます)を行う場合、当社が家族会員に対し当該繰上返済の対象となる残高(当該繰上返済の対象商品に関する、本会員のカードおよび家族カードならびにそれらの会員番号の利用による残高の合計額)を開示することに同意します。

4. 個人情報の預託

会員等は、当社が当社の事務(コンピュータ事務、代金決済事務及びこれらに付随する事務等)を第三者に業務委託(契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含む)する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、本同意条項に定める個人情報等を当該業務委託先に預託することに同意します。

報の取扱いに関する重要事項」10の(1)記載の連絡先に行うものとします。

ETCカード特約(個人用)

第1条(定義)

- 「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社若しくは地方道路公社又は都道府県市町村である道路管理者のうち、株式会社ごうぎんクレジット(以下「当社」という)が指定する者とします。
- 「ETCシステム」とは、道路事業者が運営する、車両に装着した車載器にETCカードを挿入し路側システムとの間で料金情報の無線通信を実施することにより、道路事業者の定める有料道路の料金所で通行料金の支払いのために止まることなく通行できるシステムとします。
- 「ETCカード」とは、ETCシステムにより料金を支払う方を識別して車載器を動作させる機能を有するICカードの総称とします。
- 「車載器」とは、車両に搭載して路側システムとの間で料金の決済に必要な情報の通信を行う機能を有する装置の総称とします。
- 「路側システム」とは、ETCシステムの車線に設置され、車載器との無線通信を行い、通行料金を計算する装置とします。
- 「ETC前払割引」とは、道路事業者が主となり運用するETC利用者向け割引サービスをいいます。尚、ETC前払割引を利用する会員は道路事業者が定める「ETC前払割引サービス利用規約」を遵守するものとします。
- 「ETCマイレージサービス」とは、道路事業者が主となり運用するETC利用者向け割引サービスをいいます。尚、ETCマイレージサービスを利用する会員は道路事業者が定める「ETCマイレージサービス利用規約」を遵守するものとします。

第2条(ETCカードの貸与と取扱い)

- 当社は、当社が発行するクレジットカードのうち当社が指定するクレジットカードの個人会員が、本特約及びごうぎんVISAカード&ごうぎんマスターカード会員規約(以下「会員規約」という)を承認の上所定の方法で申込みをし、当社が適当と認めた方(以下「会員」という)に対し、ETCカードをクレジットカード(以下「カード」という)に追加して発行・貸与します。
- 会員はETCカードの裏面に署名を行なわないものとします。
- ETCカードの所有権は当社に属します。ETCカードはETCカード表面に印字された会員本人以外には使用できません。
- 会員は、ETCカードの使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとします。会員は、ETCカードを他人に貸与・譲渡・質入・寄託してはならず、また、理由の如何を問わず、ETCカードを他人に使用させ若しくは使用のために占有を移転させてはなりません。

第3条(ETCカードのご利用)

- 会員は、道路事業者の定める料金所において、所定の方法で通過することにより、ETCカードを通行料金の支払い手段とすることが出来ます。
- 前項にかかわらず会員は、道路事業者の定める料金所において、通行料金の支払いに際し、ETCカードの呈示を求められた場合には、これを呈示するものとします。

第4条(ご利用代金の支払い)

- 会員は、前条により負担する通行料金等に係る債務を、会員規約に従いカードの利用代金と合算して支払うものとします。
- 前項の支払いに係る支払期日及び支払金額等は、原則として1回払いに関する会員規約を準用します。ただし、カードの支払区分が「いつでもリボ」および「あとからリボ」の場合は会員規約第31条の定めに基づき支払い、「リボルビング専用カード」の場合は各特約の定めに基づき支払うものとします。

第5条(ご利用枠)

ETCカードは、カードの利用枠の範囲内で利用できるものとします。会員がカードの利用枠を超えてETCカードを使用した場合も、会員は当然にその支払いの責を負うものとします。

第6条(利用疑義)

当社からの利用代金の請求は、ETCシステムに記録された利用記録により道路事業者が作成する請求データに基づくものとします。なお、当該道路事業者の請求データに疑義がある場合は、会員と道路事業者間で疑義を解決するものとし、当社への支払義務は免れないものとします。

第7条(紛失・盗難)

- ETCカードが紛失・盗難・詐取・横領等(以下まとめて「紛失・盗難」という)により他人に不正利用された場合、会員は、そのETCカード利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。
- 会員は、ETCカードが紛失・盗難にあった場合、速やかにその旨を当社に通知し、最寄警察署に届出するものとします。当社への通知は、改めて文書で届出いただく場合があります。

第8条(会員保障制度)

- 前条1項の規定にかかわらず、当社は、会員が紛失・盗難により他人にETCカードを不正利用された場合であって、前条2項の警察並びに当社への届出がなされたときは、これによって会員が被るETCカードの不正利用による損害をてん補します。
- 保障期間は、ETCカードの入会日からカードの最初に到来する保障期限までとし、以降一年毎に自動的に更新されるものとします。
- 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。
 - 会員の故意若しくは重大な過失に起因する損害。なお、会員がETCカードを車内に放置していた場合、紛失・盗難について、会員に重大な過失があったものと見なします。
 - 損害の発生が保障期間外の場合
 - 会員の家族・同居人・ETCカードの受領の代理人による不正利用に起因する場合
 - 会員が本条4項の義務を怠った場合
 - 紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合

5.利用の中止の申出

会員は、上記1.(2)の同意の範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、当社に対しその中止を申出ることが出来ます。但し、カードまたはご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除きます。お申出は、下記10.(1)記載の窓口にご連絡下さい。

6.個人情報の開示・訂正・削除

(1) 会員等は、当社、信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、会員等自身の個人情報を開示するよう請求することが出来ます。

当社に開示を求める場合には、下記10.(1)記載の窓口にご連絡下さい。開示請求手続(受付窓口、受付方法、必要書類等)の詳細をお答えします。また、開示請求手続は、当社所定の方法(インターネットの当社ホームページへの常時掲載)でもお知らせしております。

個人信用情報機関に開示を求める場合には、上記2.記載の連絡先へ連絡してください。

(2) 開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、会員等は、当該情報の訂正または削除の請求が出来ます。

7.会員契約が不成立の場合

会員契約が不成立の場合であっても、会員等が入会申込をした事実は、上記1.(1)に定める目的および上記2.に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

8.退会後または会員資格取消後の場合

本規約第23条に定める退会の申し出または本規約第22条に定める会員資格の喪失後、第1条1項に定める目的および開示請求等に必要な範囲で、法令等または当社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

9.規約等に不同意の場合

当社は、会員等が入会申込みに必要な記載事項の記載を希望しない場合及び本会員規約の内容の全部又は一部を承認できない場合、入会をお断りすることや退会の手続きをとることがあります。但し、上記1.(2)に同意しない場合でも、これを理由に当社が入会をお断りすることや退会の手続きをとることはありません。

10.個人情報に関するお問合わせ

(1) 上記5.に定める中止のお申出は、下記の当社までお願いします。

(2) 個人情報の開示・訂正・削除等の会員等の個人情報に関するお問合わせ・ご相談は下記の当社お客様相談室までお願いします。

株式会社ごうぎんクレジット 中国財務局長(9)第00047号

本社お客様相談室

〒690・0061 松江市白湯本町23番地 電話番号 0852・27・1777

鳥取支店お客様相談室

〒680・0846 鳥取市扇町22番地1 電話番号 0857・27・5631

11.本重要事項の変更

本重要事項は法令に定める手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

(2008年2月改定)

個人情報の取扱いに関する重要事項に係る特約

1.株式会社山陰合同銀行への個人情報の提供及び利用に関する同意

(1) 会員は、株式会社ごうぎんクレジット(以下「当社」という)が保護措置を講じた上で、株式会社山陰合同銀行(以下「銀行」という)に対し、銀行における会員管理を目的として、下記の個人情報を提供し、銀行がこれを利用することに同意します。

ごうぎんクレジット会員規約等に基づき当社に届出のあった情報若しくは会員が当社に提出する書類等に記載されている情報
本カードの申込みにより発行されるカードの番号・有効期限および変更後のカード番号・有効期限

カード会員番号が無効となった事実(但し、その理由は除く)

カード会員資格の喪失(但し、その理由は除く)

本カード申込に対する審査の結果(但し、その理由は除く)

(2) 会員は、当社が保護措置を講じた上で、銀行に対し、会員の本カードの利用内容に応じた銀行商品の優遇サービス等、銀行のサービスの提供を目的として、下記の個人情報を提供し、銀行がこれを利用することに同意します。

会員の本人カードのご利用に関する、利用日、利用金額、ご利用店名、商品名等のご利用状況、契約内容に関する情報

(3) 会員は当社が保護措置を講じた上で、銀行に対し、銀行における①新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス、②市場調査、商品開発、および、③宣伝物・印刷物の送付等の営業案内を目的として、(1)の および(2)の個人情報を提供し、銀行がこれらを利用することに同意します。

(4) 会員は、前各項の同意の範囲内で銀行が当該情報を利用している場合であっても、銀行に対しその中止を申出ることが出来ます。

株式会社山陰合同銀行 お客様サービスセンター

〒690・0062 松江市魚町10番地 電話番号 0120・315180

2.当社への個人情報の提供及び利用に関する同意

(1) 会員は、銀行が保護措置を講じた上で、当社に対し、「個人情報の取扱いに関する重要事項」1の(1)記載の目的のために、下記の個人情報を提供し、当社がこれを利用することに同意します。

会員規約等若しくは会員と銀行の間の契約等に基づき銀行に届出のあった情報または会員が銀行に提供する書類等に記載されている情報
銀行における会員の会員資格及びこれに関連する情報

(2) 会員は、銀行が保護措置を講じた上で、当社に対し、「個人情報の取扱いに関する重要事項」1の(2)記載の目的および銀行業務に関する宣伝物・印刷物の送付のために、(1)の に定める個人情報を提供し、当社がこれを利用することに同意します。

(3) 会員は、(2)の同意の範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、当社に対しその中止を申出ることが出来ます。但し、カードまたはご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付は除きます。中止の申出は「個人情報

- (6) 前条2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害
 - (7) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害
 - (8) ETC前払割引を利用する会員の前払金残高の減少により生じた損害
 - (9) ETCマイレージサービスを利用する会員のマイレージサービスのポイントおよび還元額(無料通行分)残高の減少により生じた損害
 - (10) その他本特約および会員規約に違反する使用に起因する損害
4. 会員は、損害のてん補を請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内に当社がてん補に必要と認める書類を当社に提出すると共に、被害状況等の調査に協力するものとします。

第9条(年会費)

会員は、当社に対して入会申込書およびホームページ等に記載する所定のETCカード年会費を支払うものとします。なお、支払われた年会費は、理由の如何を問わず返還しないものとします。

第10条(ETCカードの有効期限)

1. ETCカードの有効期限は、当社が指定するものとし、ETCカード表面に記載した月の末日までとします。
2. ETCカードの有効期限の2ヶ月前までに申出がなく、当社が引き続き会員として認める場合には、新しいETCカードと特約を送付します。
3. ETCカードの有効期限内におけるETCカード利用によるお支払いについては、有効期限経過後といえども本特約を適用するものとします。

第11条(退会)

1. 会員がETCカードを退会する場合は、ETCカードを添え、所定の届出用紙により当社に届け出るものとします。
2. 会員がカードを退会する場合は、会員のETCカードも同時に退会となるものとします。

第12条(再発行)

1. ETCカードの再発行は、当社所定の届け出を提出していただき当社が適当と認めた場合に限り行います。この場合、会員は当社所定のETCカード再発行手数料を支払うものとします。
2. ETCカードの再発行によりETCカードの会員番号が変更となった場合には、道路事業者が実施する、ETC前払割引、ETCマイレージサービス、有料道路身体障害者割引制度等の登録型割引制度を利用する会員は、自ら、道路事業者所定の会員番号の変更手続きを行うものとし、変更手続き完了するまでのETCカードの利用が割引(ETCマイレージサービスのポイント付与を含む)対象とならないことを予め承諾するものとします。当社は、ETCカードの利用が割引(ETCマイレージサービスのポイント付与を含む)対象とならないことにより会員が被った損失、損害について一切の責任を負わないものとします。

第13条(利用停止措置)

当社は、会員が本特約若しくは会員規約に違反した場合またはETCカード若しくはカードの使用状況が適当でないとして当社が判断した場合、会員に通知することなくETCカードの利用停止措置をとることができるとし、会員は予めこれを承諾するものとします。当社は、ETCカードの利用停止の措置による道路上での事故に関し、これを解決若しくは損害賠償する責任を一切負わないものとします。

第14条(ETC前払割引利用の場合の道路事業者への情報提供)

ETC前払割引を利用する会員は、ETC前払金の立替金債務を支払わない場合、当社が会員に対する立替金債務に充当することを目的に、当社が道路事業者に対し会員番号、会員氏名、生年月日、当社登録の自宅住所および不払いの事実を通知する場合があることについて予め承諾するものとします。

第15条(免責)

1. 当社は、会員に対し、事由の如何を問わず、道路上または料金所での事故、ETCシステムおよび車載器に関する紛議に関し、これを解決し若しくは損害賠償する責任を一切負わないものとします。
2. 会員は車輛の運行に際し、車載器に定められた用法に従い、必ずETCカードの作動確認を行うものとします。作動に異常がある場合には、ETCカードの使用を止め、直ちに当社に通知するものとします。
3. 当社は、ETCカード機能不良に基づく会員の損失、不利益に関し一切の責任を負わないものとします。

第16条(特約の変更、承認)

本特約の変更については当社から変更内容を知り、または新特約を送付した後ETCカードを利用したときは、変更事項または新特約を承認したものとみなします。

第17条(ETCシステム利用規程の遵守)

会員は、道路事業者が別途定めるETCシステム利用規程を遵守し、ETCカードを利用するものとします。

第18条(会員規約の適用)

本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。

(2005.12)

iD会員特約(ケータイ型:個人用)

第1条(定義)

「iD決済システム」(以下「本決済システム」という)とは、携帯電話等に搭載された非接触ICチップを用いて行うクレジット決済システムをいいます。

第2条(iD会員(ケータイ型))

1. 株式会社ごうぎんクレジット(以下「当社」という)が発行するクレジットカードのうち当社が指定するクレジットカードの個人会員(以下「会員」という)で、本特約及びごうぎんクレジット会員規約(以下「会員規約」という)を承認のうえ、当社所定の方法で申込みをし、当社が適当と認めた方をiD会員(ケータイ型)とします。
2. 会員が家族会員の場合には、当該家族会員の利用につき責任を負う本会員がiD会員(ケータイ型)である場合に限り、当社は当該家族会員をiD会員(ケータイ型)とするものとします。
3. 本会員は、iD会員(ケータイ型)である家族会員による本決済システムの利用により生じる全ての責任(利用金額の支払義務を含む)を負うものとします。

この場合、iD会員(ケータイ型)である家族会員は、当社が、当該家族会員による本決済システムの利用内容・利用状況等(本特約で家族会員の利用とみなす場合を含む)を本会員に通知することを、予め承諾するものとします。

4. 本会員は、iD会員(ケータイ型)である家族会員に対し本特約の内容を遵守させるものとし、当該家族会員が本特約の内容を遵守しなかったことによる当社の損害(iD会員番号、アクセスコード、iD会員情報、暗証番号等の管理に関して生じた損害を含む)を賠償するものとします。

第3条(iD会員番号およびアクセスコードの発行)

1. 当社は、iD会員(ケータイ型)に対し、iD会員番号およびアクセスコードを発行し、当社所定の方法により通知するものとします。
2. iD会員(ケータイ型)は当社から通知されたiD会員番号およびアクセスコードを善良なる管理者の注意をもって使用および管理するものとし、iD会員(ケータイ型)本人以外の第三者に使用させてはなりません。
3. iD会員(ケータイ型)は、第5条に定める会員情報登録を行う前に、通知を受けたアクセスコードを紛失し、または盗難された場合には、直ちに当社にその旨届け出るものとします。
4. 第三者が、アクセスコードおよび第4条に定める暗証番号(以下「指定暗証番号」という)を使用して第5条に定める会員情報登録のうえ本決済システムを利用した場合、当該第三者による利用をiD会員(ケータイ型)本人の利用とみなします。

第4条(暗証番号)

1. 当社は、iD会員(ケータイ型)より申出のあったiDの暗証番号を所定の方法により登録します。但し、申出がない場合または当社が定める指定禁止番号を申出た場合は、当社所定の方法により登録することがあります。
2. iD会員(ケータイ型)は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。iDの利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、当社に責のある場合を除き、iD会員(ケータイ型)は、のために生ずる一切の債務について支払いの責を負うものとします。

第5条(会員情報登録)

1. 当社は、iD会員(ケータイ型)に対しアクセスコードを通知することにより、iD会員(ケータイ型)が本決済システムで使用する自己の管理する携帯電話(以下「使用携帯電話」という)に装備された非接触ICチップに、本決済システムの利用に必要な情報(以下「iD会員情報」という)を登録(以下「会員情報登録」という)することを承認します。なお、iD会員(ケータイ型)は、当社が指定する所定の期間(以下「会員情報登録期間」という)内に会員情報登録するものとし、会員情報登録期間終了後に会員情報登録する場合、または一度会員情報登録してから再度会員情報登録する場合には、事前に当社に届出のうえ当社の承認を得るものとします。
2. iD会員(ケータイ型)は、当社が指定するダウンロードセンターから本決済システムを利用するために必要な当社が指定するアプリケーション(以下「指定アプリケーション」という)を、当社所定の方法で使用携帯電話にダウンロードしたうえで、アクセスコードおよび指定暗証番号を入力するなど当社所定の方法により会員情報登録するものとします。但し、使用携帯電話に予め指定アプリケーションがインストールされている場合、当該アプリケーションのダウンロードの手続きは省略できるものとします。
3. iD会員(ケータイ型)は前項の手続きに先立ち、自己の責任および費用負担において、本決済システムに対応しうる機能を備えた携帯電話の準備、携帯電話通信業者とのインターネット利用サービス契約の締結およびその他本決済システムの利用に必要な準備をおこなうものとします。
4. iD会員(ケータイ型)が前項の準備を怠ったことにより本決済システムの利用ができない場合、当社は一切の責任を負わないものとします。また、携帯電話通信業者とのインターネット利用サービス契約が終了した場合には、本決済システムの利用の一部または全部が制限される場合があります。

第6条(iD携帯の利用)

1. iD会員(ケータイ型)は、前条2項に定める手続きをおこない会員情報登録が完了した携帯電話(以下「iD携帯」という)を当社所定の方法で使用することにより、決済用カードに代えて、本決済システムの利用が可能な加盟店(以下「iD加盟店」という)での支払い手段とすることができます。
2. iD会員(ケータイ型)は、決済用カードの代わりにiD携帯を用いて当社が別途指定するATM等において当社所定の操作を行うことにより、会員規約に定めるキャッシングリボとして、当社から現金を借り受けることができます。

第7条(iD携帯の管理)

1. iD会員(ケータイ型)は、iD携帯を善良なる管理者の注意をもって使用・保管・管理し、iD会員(ケータイ型)本人以外の第三者にiD携帯による本決済システムの利用をさせはなりません。
2. iD会員(ケータイ型)は、iD携帯につき機種変更もしくは修理または第三者に対する譲渡、貸与、担保提供もしくは廃棄等の一切の処分を行う場合には、当社所定の方法によりその旨届け出るものとし、あわせてiD携帯に登録されている会員情報を事前に削除するものとします。
3. iD会員(ケータイ型)は、iD携帯に装備された非接触ICチップおよび指定アプリケーションにつき偽造、変造または複製等をおこなってはなりません。
4. iD会員(ケータイ型)が前3項に違反したことによりiD会員(ケータイ型)本人以外の第三者がiD携帯を使用して本決済システムを利用した場合、当該第三者による利用をiD会員(ケータイ型)本人の利用とみなします。

第8条(ご利用代金の支払い)

1. 本会員であるiD会員(ケータイ型)は、本特約に基づく一切の債務を、会員規約に従いiD会員(ケータイ型)が予め指定する決済用の当社クレジットカード(以下「決済用カード」という)の利用代金として、その他の決済用カードの利用代金等と合算して支払うものとします。
2. 前項の支払いのうちiD加盟店での利用に係る支払期日及び支払金額等は、原則として1回払いに関する会員規約を準用します。ただし、「リボルビング専用カード」の場合は特約の定めに基づき支払うものとします。また、利用後に当該利用代金を分割払いに変更する方法の場合は、会員規約第32条の定めに基づき支払うものとします。

第9条(海外利用代金の決済レート等)

「iD」の海外買物ご利用代金は、取引時点で「iD」ブランドセンターが指定するレートで日本円に換算されます。

第10条(ご利用枠)

- iD会員(ケータイ型)は、決済用カードの利用枠の範囲内で、決済用カードの代わりにiD携帯を第6条に定めるとおり利用できるものとします。
- 当社は、前項の規定にかかわらず暗証番号入力を伴わない取引については当該取引の利用条件を別途指定することができ、iD会員(ケータイ型)はこれに従うものとします。
- iD会員(ケータイ型)は、当社が適当と認めた場合、本条第1項の規定にかかわらず、決済用カードの利用枠を超えてiD携帯を利用できるものとします。その場合も、iD会員(ケータイ型)は当然に支払の責を負うものとします。

第11条(紛失・盗難)

- iD会員(ケータイ型)は、iD携帯またはiD会員情報が紛失・盗難・詐取・横領等(以下まとめて「紛失・盗難」という)により本決済システムにおいて他人に不正利用された場合、会員は、本決済システムでの当該利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。
- iD会員(ケータイ型)は、iD携帯またはiD会員情報が紛失・盗難にあった場合、直ちにその旨を当社に通知し、最寄警察署に届出るものとします。当社への通知は、改めて文書で届出ていただく場合があります。

第12条(会員保障制度)

- 前条1項の規定にかかわらず、当社はiD会員(ケータイ型)が紛失・盗難により他人にiD携帯またはiD会員情報を不正利用された場合であって、前条2項の警察並びに当社への届出がなされたときは、これによってiD会員(ケータイ型)が被る本決済システムでの不正利用による損害をてん補します。
- 保障期間は、iD携帯の入会日から決済用カードの最初に到来する保障期限までとし、以降一年毎に自動的に更新されるものとします。
- 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。
 - iD会員(ケータイ型)の故意若しくは重大な過失に起因する損害
 - 損害の発生が保障期間外の場合
 - iD会員(ケータイ型)の家族・同居人・当社から通知したアクセスコードの受領の代理人による不正利用に起因する場合
 - iD会員(ケータイ型)が本条第4項の義務を怠った場合
 - 紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合
 - 暗証番号入力を伴う取引についての損害(但し、当社に登録されている暗証番号の管理について、会員に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。)
 - 前条2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以内に生じた損害
 - 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害
 - その他本特約および会員規約の違反に起因する損害
- iD会員(ケータイ型)は、損害のてん補を請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内に当社がてん補に必要と認める書類を提出すると共に、被害状況等の調査に協力するものとします。

第13条(有効期限)

- iD会員情報の有効期限は、当社が指定し、アクセスコードの通知とあわせてiD会員(ケータイ型)に通知します。
- iD会員情報の有効期限の2ヶ月前までに申出がなく、当社が引き続きiD会員(ケータイ型)として認める場合には、有効期限を更新し、iD会員に通知します。
- 前項の場合、iD会員(ケータイ型)は改めて第5条に準じて会員登録をおこなうものとします。

第14条(退会、会員資格の取消)

- iD会員(ケータイ型)がiD会員(ケータイ型)を退会する場合は、当社所定の方法により当社に届け出るものとします。
- iD会員(ケータイ型)が退会などにより決済用カードに関する会員資格を失った場合は、同時にiD会員(ケータイ型)としての会員資格を失うものとします。
- iD会員(ケータイ型)はiD会員(ケータイ型)としての会員資格を取り消された場合または退会した場合、速やかにiD携帯に登録されているiD会員情報を削除するものとします。なお、当該措置をおこなわなかったことにより第三者がiD携帯を本決済システムで利用した場合、当該第三者による利用をiD会員(ケータイ型)本人の利用とみなします

第15条(再発行)

- 当社は、会員情報登録前のアクセスコードの紛失もしくは盗難等、またはiD携帯の機種変更、紛失、盗難または破損等の理由により、iD会員(ケータイ型)がiD会員番号およびアクセスコードの発行を希望し当社が適当と認めた場合にはiD会員番号およびアクセスコードを再発行します。
- 前項の場合、iD会員(ケータイ型)は新たに通知されたアクセスコードを使用して改めて第5条に準じて会員登録をおこなうものとします。

第16条(利用停止措置)

当社は、iD会員(ケータイ型)が本特約若しくは会員規約に違反した場合またはiD携帯若しくは決済用カードの使用状況が適当でないとして当社が判断した場合、会員に通知することなくiD携帯による本決済システムの利用停止措置をとることができるものとし、iD会員(ケータイ型)は予めこれを承諾するものとします。

第17条(本サービスの一時的停止、中止)

当社は、以下のいずれかに該当する場合には、iD会員(ケータイ型)に対する事前の通知なく、本決済システムにおけるiD携帯の取扱いの中止または一時停止することができます。この場合、当社は、本決済システムにおけるiD携帯の取扱いを中止または一時停止することにより、iD会員(ケータイ型)に対する損害賠償義務等の一切の責任を負わないものとします。

- 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステムの異常、戦争等の不可抗力により、本決済システムにおけるiD携帯の取扱いが困難であると当社が判断した場合。
- その他、コンピュータシステムの保守他、当社がやむを得ない事情で本決済システムにおけるiD携帯の取扱いの中止または一時停止が必要と判断した場合。

第18条(免責)

- 当社は、iD会員(ケータイ型)がiD携帯を使用して本決済システムを利用したことにより、iD携帯の各種機能またはiD携帯内に保存された各種データ等に何らかの悪影響が及び、iD会員(ケータイ型)または第三者に損害が発生した場合でも、当社に故意または重過失があった場合を除き責任を負わないものとします。
- 当社は、本特約に別途定める場合を除き、iD携帯およびiD携帯内に装備された非接触ICチップ等の技術的な欠陥、品質不良等の原因によりiD会員(ケータイ型)がiD携帯を使用して本決済システムを利用することができない場合でも、責任を負わないものとします。但し、当社の故意または重過失による指定アプリケーションの技術欠陥、品質不良等によることが明らか場合はこの限りではありません。

第19条(特約の変更、承認)

本特約の変更については当社から変更内容を通じた後、または新特約を送付した後にiD携帯を本決済システムで利用したときは、変更事項または新特約を承認したものとみなします。

第20条(会員規約の適用)

本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。

(2008年5月改定)